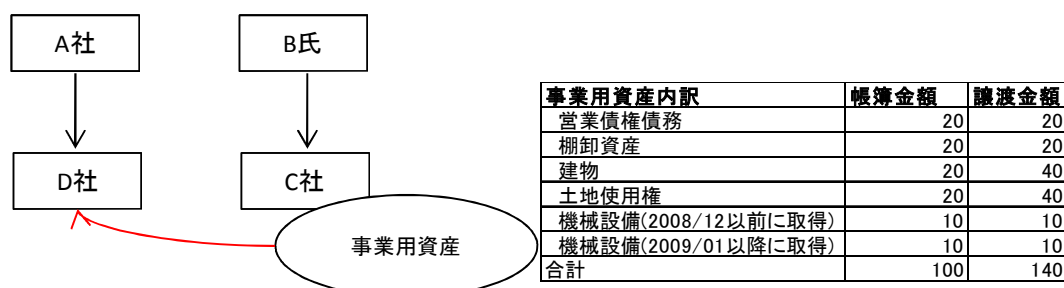


中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 中国企業買収における個別資産譲渡と事業譲渡の課税関係

日本の会社（以下「A社」という）は中国株主（以下「B氏」という）から中国企業（以下「C社」）を買収する予定である。専門家による財務・法務調査を行った結果、対象会社C社には重要な潜在的税務及び法務リスクが存在することが判明した。

C社の潜在的な税務及び法務リスクを遮断するために、C社の持分を取得する買収スキームから、新会社（以下「D社」という）を設立し、D社がC社から事業用資産の譲渡を受けるスキームへ変更することとなった（下記参照）。



D社がC社から事業用資産の譲渡を受ける際に個別資産譲渡と事業譲渡の二つの方法が考えられる。両者の課税関係は下記の通りである。

個別資産譲渡における課税関係

税種	課税対象	課税対象額	税率	税額	税金コスト負担会社	
					C社	D社
増値税	棚卸資産	棚卸資産譲渡額20	17%※1	3.40		
	機械設備(2009/01以降に取得)	機械設備譲渡価額10	17%※1	1.70		
	機械設備(2008/12以前に取得)	機械設備譲渡価額10	2%	0.19		0.19
営業税	建物	建物譲渡額40	5%	2.00	2.00	
	土地使用権	土地使用権譲渡額40	5%	2.00	2.00	
土地増値税	建物	建物譲渡益20	30-60% 累進課税	7.00	7.00	
	土地使用権	土地使用権譲渡益20	30-60% 累進課税	7.00	7.00	
契税	建物	建物譲渡額40	3%	1.20		1.20
	土地使用権	建物譲渡額40	3%	1.20		1.20
印紙税	棚卸資産	棚卸資産譲渡額20	0.03%	0.01	0.01	0.01
	機械設備	機械設備譲渡額20	0.03%	0.01	0.01	0.01
	建物	建物譲渡額40	0.05%	0.02	0.02	0.02
	土地使用権	土地使用権40	0.05%	0.02	0.02	0.02
企業所得税	資産譲渡益	譲渡益 21.95(譲渡価額140-帳簿価額100-租税公課18.05)	25%	5.49	5.49	
合計				31.23	23.54	2.64

※1: 仕入税額控除対象となり、コストにならない。

事業譲渡における課税関係

税種	課税対象	課税対象額	税率	税額	税金負担会社	
					C社	D社
増値税	N/A	N/A	17%			
営業税	N/A	N/A	5%			
土地増値税※2	建物	建物譲渡益20	30-60% 累進課税	7.00	7.00	
	土地使用権	土地使用権譲渡益20	30-60% 累進課税	7.00	7.00	
契税	N/A	N/A	3%			
印紙税※2	事業譲渡額	事業譲渡額140	0.05%	0.07	0.07	0.07
企業所得税	資産譲渡益	譲渡益 25.93(譲渡価額140-帳簿価額100-租税公課18.07)	25%	6.48	6.48	
合計				20.55	20.55	0.07

※2: 事業譲渡における土地増値税及び印紙税の取扱に関する明文規定がないため、地方税務局の裁量余地が大きい



Grant Thornton

An instinct for growth™

お見逃しなく！

上記のように、事業譲渡における税金コストは個別資産譲渡と比べて低いように見えるが、中国では事業譲渡に関する税制度がまだ整備されていない。

中国国家税務総局公告 2011 年第 13 号、第 15 号では、企業の全部または一部の実物資産及びそれに関連する債権、債務及び従業員を一体として他の企業または個人に譲渡する場合（日本の「事業譲渡」に該当する）には、増値税または営業税の課税対象にならないと定められているが、事業譲渡に該当する具体的な要件について詳細な規定が定められていない。

よって事業譲渡に該当するか、個別資産譲渡に該当するかは、税務局の裁量余地が大きい。取引スキームを策定する際に、買収対象会社の所轄税務局に事前に照会することが重要である。